

公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程

(目的)

第1条 公益財団法人栃木県スポーツ協会（以下「協会」という。）は、定款第4条の規定に基づき、協会の加盟団体に所属するものについて、本県体育スポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績をおさめ、県民の模範としてふさわしいものに対しその栄誉を讃え、もって本県スポーツの振興及び競技力の向上並びに志気の高揚を図ることを目的に表彰等に関する必要事項を定める。

(表彰等の名称及び種類)

第2条 本規程で定める表彰等は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ優良団体賞
- (3) スポーツ優秀選手賞
- (4) 船田スポーツ賞
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状

(表彰等の基準)

第3条 各表彰等の基準は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
 - ア 地域職域等において、指導者として永年にわたってスポーツの普及・発展に貢献した者
 - イ 加盟団体等の役員・指導者として振興・発展に貢献した者
- (2) スポーツ優良団体賞
 - 地域社会・職場職域等において、永年にわたってスポーツの普及・振興に貢献した団体
- (3) スポーツ優秀選手賞
 - 国際大会に出場及び日本選手権大会で優勝並びに国際大会で優秀な成績を残した選手又はチーム及びチームの一員として参加した選手
- (4) 船田スポーツ賞
 - 若手指導者として本県スポーツの競技力の向上に貢献した者
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状
 - 国民体育大会において優秀な成績を残した団体及び個人

(表彰者等の推薦)

第4条 加盟団体の長は、前条第1号から第3号に該当すると認めたものについて、推薦書（別紙様式）を指定された期日までに理事長あて提出するものとする。

2 前条第4号及び優れた成績又は功績を残し表彰するにふさわしいと認められるものは理事長が推薦できるものとする。

(表彰者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについて、選考委員会において選考し、理事会で決定する。

2 選考委員会委員は、総務委員会委員をもって充てる。

(表 彰)

第6条 表彰は、表彰状・感謝状及び記念品を授与して行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、協会が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)